

# 災害時個別支援計画について(概要)

令和3年11月 北九州市医療的ケア見コーディネーター

# 医療的ケア児にかかる災害時個別支援計画の作成の経緯について

令和2年11月2日 北九州地域医療的ケア児支援協議会資料に加筆(赤字部分)

時期	項目	出口
先行実施	●就学	基幹病院等からの情報提供を受け、医療的ケア児の把握し、対象となる子どもに対して、速やかに情報提供を実施し、もれなく就学相談につなげる。
	●災害	災害時の対応等を聴取し、特に支援が必要な医療的ケア児の個別支援計画の策定につなげる
令和2年春以降に実施 (令和2年5月頃まで)	●レスパイト	令和2年10月から医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始 ・登録者:49名(令和3年10月15日現在)
	●移動支援(通学)	現在、学校内での医療的ケアにかかる課題を整理している。

## 【医療的ケア児レスパイト事業】

- 1 概要 在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、その費用の一部を助成するもの。
- 2 対象者
  - (1) 北九州市内に住所を有すること
  - (2) 0歳~18歳に達する日以降の最初の3/31までの間であること
  - (3) 在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活していること
  - (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
  - (5) 訪問看護による医療的ケアを受けていること
- 3 助成額 1時間当たり7,500円 (生活保護世帯や市民税非課税世帯以外の場合は7,000円)
- 4 上限時間 48時間

# 医療的ケア児にかかる災害時個別支援計画の作成について(概要)

## 【作成までの流れ】

順番	主たる実施者	内容	関係機関
(1)	行政（保健福祉） 医療的ケア児 コーディネーター	災害時個別支援計画の作成にかかる対象者の抽出 ・災害警戒区域内に居住し、人工呼吸器及び酸素療法などの医療的ケアが必要な子どもを対象に抽出	・行政 （危機管理）
(2)	行政 （危機管理室・ 区役所）	居住する災害警戒区域の避難情報のとりまとめ ・居住する地域の防災情報や避難するタイミングにかかる情報提供のとりまとめ	・行政 （保健福祉）
(3)	医療的ケア児 コーディネーター	医療的ケア児の保護者への情報提供及び同意 ・居住地が災害警戒区域内にあることの説明及び希望する支援（避難するかどうかも含めた）の聞き取り	・行政（区） ・医療機関等
(4)	医療的ケア児 コーディネーター	避難先の場所及び支援者の確保 ・福祉避難所等を含めた受け入れ可能な避難先の確保 ・避難にかかる必要な人員等の確保	・行政（区） ・医ケア児 協議会
(5)	医療的ケア児 コーディネーター	災害時個別支援計画にかかる関係者会議の開催 ・保護者、避難時の支援者、避難先、医療機関、訪問看護事業所等が集まり、顔の見える連携を推進	・行政（区） ・支援員 ・関係者
(6)	医療的ケア児 コーディネーター	災害時個別支援計画に基づく避難訓練の実施及び更新 ・計画に基づく避難訓練を行うとともに、毎年〇月には個別支援計画の確認（更新）を実施	・全ての 関係者

# 医療的ケア児コーディネーターについて

## 1 医療的ケア児コーディネーター事業（医療的ケア児等総合支援事業）

- 国の医療的ケア児等総合支援事業（補助事業）では、市町村に医療的ケア児等の相談体制の整備を求めている。  
具体的には、
  - ・医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。
  - ・都道府県と市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター間及び相談支援専門員等との情報交換や症例検討を行うこと  
となっている。

## 2 医療的ケア児コーディネーターの配置について（北九州市）

### （1）開始日

令和3年8月1日

### （2）配置先

市立総合療育センター（地域支援室） 1名

### （3）開設時間

平日の午前8時30分から午後5時まで

### （4）業務内容

#### ○災害時個別支援計画の作成

災害警戒区域に居住する医療的ケア児の個別支援計画の作成

#### ○カンファレンスへの参加

医療機関からの要請に基づき、関係者カンファレンスへ参加し、医療的ケア児とその家族の状況を把握し、関係機関と連携を図る。

#### ○その他医療的ケア児の支援にかかる関係機関からの相談及び調整

保護者や関係機関等からの相談に応じ、情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。

など